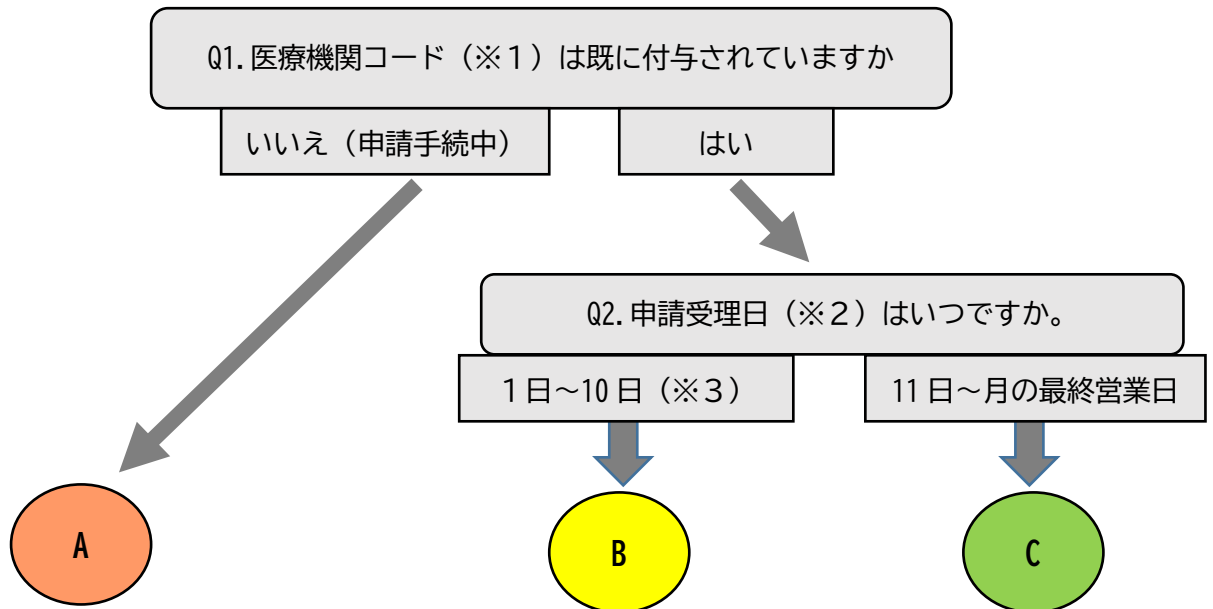


## 指定医療機関の新規申請における有効期間開始日確認フローチャート



A

### ★【有効期間開始日】= 関東厚生局の指定日

医療機関コードがまだ付与されていない場合の有効期間開始日は、申請受理日に関わらず関東厚生局の指定日になります。

指定医療機関指定申請書のコード欄については、空欄でご提出いただき、コードが分かり次第、健康福祉局医療援助課難病対策担当までご連絡お願いいたします。

B

### ★【有効期間開始日】= 申請受理日の翌月1日

例) 申請受理日: 6月1日~10日 → 有効期間開始日: 7月1日

C

### ★【有効期間開始日】= 申請受理日の翌々月1日

例) 申請受理日: 6月11日~28日 → 有効期間開始日: 8月1日

(※1) 病院・診療所にあたっては保険医療機関コード、薬局にあたっては保険薬局コード、指定訪問看護事業者等にあたっては訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号。

(※2) 郵送申請の場合、難病対策担当で郵便物を開封した日が申請受理日となります。消印日や投函された日ではありませんので、ご注意ください。

(※3) 毎月10日を締切日としていますが、10日が土・日・祝日の場合は、翌営業日が締切日となります。